

令和 7 年度 第 1 回門真市空家等対策協議会

議題 3 : アンケート調査の実施について

アンケート調査概要

調査目的

周辺の生活環境への影響が懸念される空家の所有者を対象に、対象建築物等の現状と今後の意向、所有者に必要な支援を把握することを目的とする。

調査対象

平成28年度に実施した「空家等実態調査」において「空家等」と判定されたもののうち、管理状態が「C：要注意」または「D：管理不全」と判定され、令和6年度の追跡調査時点で「空家等」と判定された物件の所有者（71件）

調査手法

- ・ 郵送調査（郵送配布、郵送回収及びインターネット回収）
- ・ 調査票詳細：自記式 / プリコード型質問（一部自由回答型） / A4数枚程度

調査時期

- ・ 令和7（2025）年8月下旬～9月上旬頃

調査で把握すべき項目の設定

【調査で把握すべき項目】

①対象建築物等の現状の把握

②対象建築物等の今後の意向の把握

③所有者に必要な支援の把握

【調査目的】

支援制度等の検討に向けて、現行施策で不足する観点を洗い出すため、所有者に必要な支援の背景を把握する必要がある。

現行施策改善及び施策追加の検討のために、現行施策を利用しない理由や所有者が必要とする支援を把握する必要があると考えられる。

< 想定される施策方針 >

施策周知の拡充 / 解体に伴う固定資産税の減免 / 家財処分費用の補助 /
耐震、子育て世帯以外の改修費用の補助 / 登記手続き費用の補助 / 所有者間調整の支援 /
行政相談方法の充実（インターネット相談） / 既存支援の充実

建物等ご利用状況（実態）に関する アンケート調査へのご協力をお願い

平素は、本市行政にご協力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、全国的に「空き家」が急激に増加しています。このような背景から、本市においても空家等に関する総合的な対策を進めています。

本アンケート調査は、現地確認等において、空家と思われる物件の所有者へ、物件の今後の意向等を確認し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的として実施させていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

令和7年*月*日

門真市役所 まちづくり部 都市政策課

【ご記入にあたってのお願い】

- ・ アンケートの回答期限：令和7年*月*日
- ・ アンケートの回答方法：「郵送」または「インターネット」

【郵送による回答の方法】

- ・ アンケートの回答は、できるだけアンケート調査票に記載している建物等の所有者の方がお答えください。
- ・ ご回答は、特に指定のない場合は設問ごとにあてはまるものの番号に○印をつけていただくようになっています。また、「その他」にあてはまる場合は、その内容を（ ）内に具体的にご記入ください。
- ・ ご記入いただいたアンケート票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らず、令和7年*月*日（*）までにご投函ください。

【インターネットによる回答の方法】

- ・ 右の QR コードから専用ウェブサイトアクセスし、ご回答ください。

QR
コード

【調査についてのお問い合わせ先】

門真市役所 まちづくり部 都市政策課 電話：06-6902-6238 FAX：06-6902-1323

門真市が実施している支援策のご紹介

番号	支援策の名称	支援の概要
耐震に関する支援		
1	門真市民間建築物耐震診断補助制度	・耐震診断費用の補助 ・最大 5 万円/戸
		要件 ・ 居住またはこれから居住しようとする建物 等
2	門真市木造住宅耐震化促進補助制度	・耐震改修工事、設計にかかる費用の補助 ・最大 95 万円/戸
		要件 ・ 耐震診断の評点が 1.0 未満の建物 等
相談支援		
3	大阪の住まい活性化フォーラムと連携したセミナー（個別相談）	・家の予防と管理や相続、利活用を題材とした講演 ・無料個別相談会
日常管理の支援		
4	空き家サポート業務（シルバー人材センター）	・所有者に代わり空家等を訪問し、点検・管理するサービス ・月額 2,720 円～
利活用に関する支援		
5	門真市子育て世帯等空き家利活用補助	・リフォーム工事に要する経費の補助 ・最大 100 万円
		要件 ・ 子育て世帯または若者世帯
6	空家等マッチング制度	・不動産関連団体等を通じた売買・賃借のマッチング 等
除却に関する支援		
7	門真市危険家屋等除却補助制度	・危険家屋等の除却工事費用の補助 ・一戸建て：最大 60 万円 ・長屋、共同住宅：最大 200 万円（30 万円/戸） ・その他の建築物：最大 200 万円
		要件 ・ 危険家屋と判定される建物 等
8	門真市地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助制度	・木造建築物等の除却工事費用の補助 ・一戸建て：最大 224 万円 ・長屋、共同住宅：最大 640 万円（224 万円/戸） ・住宅以外：最大 256 万円
		要件 ・ 地震時等に著しく危険な密集市街地のうち、特に延焼の可能性が高い区域の建物 等
9	門真市木造住宅除却補助制度	・耐震性の低い木造住宅の除却工事費用の補助 ・一戸建て：最大 30 万円 ・長屋、共同住宅：最大 200 万円（30 万円/戸）
		要件 ・ 補助対象建築物を 1 年以上所有している個人所有者 等
10	門真市狭あい道路拡幅整備事業補助制度	・狭あい道路の拡幅等に関する工事等費用の補助 ・上限なし
11	門真市空き家等除却補助制度	・隣地取得した狭小な住宅地の空家の除却工事費用の補助 ・最大 100 万円
12	門真市隣接地等取得補助制度	・隣接地等の取得費用の補助 ・最大 50 万円
		要件 ・ 交付の決定後に取得する隣接地 ・取得後に一団の土地となる隣接地 等

アンケート調査票

所要時間は5～10分程度です。

1 あなた又は関係者が所有、管理している建物についておたずねします。

問1-1. 以下の対象建物の所有情報等の所有状況を選択してください。(1つに○)

建築物所在地 : 〒****-**** **町**-**

所有者(納税義務者): ** **

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. ご自身が所有している | 2. ご自身以外が所有している |
| 3. 共同で所有している | |
| ⇒その所有者との関係を記入() | |
| 4. すでに取り壊されている | 5. 所有していない・心当たりがない |

⇒「4. すでに取り壊されている」「5. 所有していない・心当たりがない」を選ばれた方は、アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

2 対象建物の現状についておたずねします。

問2-1. 対象建物の現在の利用状況を選択してください。(1つに○)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 常に住んでいる | 2. 時々過ごすための家 |
| 3. 物置・倉庫として利用している | 4. 仕事場、作業場として利用している |
| 5. 貸家(入居者有)として利用している | 6. 貸家としているが、入居者はいない |
| 7. 利用者はいない(空き家) | 8. 一時的に住んでいない |
| 9. その他() | |

⇒「1. 常に住んでいる」～「5. 貸家(入居者有)として利用している」を選ばれた方は、アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。

問2-2. 利用していない理由を選択してください。(すべてに○)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 住み替えを行ったため | 2. 転勤・入院により長期不在のため |
| 3. 老朽化により使用不可のため | 4. 建て替え等により一時的に退去したため |
| 5. 借り手、買い手がないため | |
| 6. その他() | |

問2-3. 利用していない期間をご記入ください。

おおよそ()年 経過

問2-4. 対象建物等の維持管理の状況を選択してください。

(1つに○)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 自分で管理している | 2. 親戚等に管理をお願いしている |
| 3. 業者等が維持管理を行っている | 4. 誰も維持管理していない |

問2-5. 【問2-4.で「4. 誰も維持管理していない」を選ばれた方のみ】

維持管理を行っていない理由を選択してください。(1つに○)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 高齢のため | 2. 維持管理に費用が掛かるため |
| 3. 遠方に居住しているため | 4. 時間・手間が足りないため |
| 5. 利用する予定がないため | |
| 6. その他 (|) |

問2-6. 対象建物等の現在の状況を選択してください。(1つに○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 住めるまたは利用できる | 2. 修繕したら住めるまたは利用できる |
| 3. 住めないまたは利用できない | 4. わからない |
| 5. その他 (|) |

3 対象建物の今後の意向についてについておたずねします。

問3-1. 対象建物等の今後の取り扱いについて、どのように考えておられますか。

(すべてに○)

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 新築、改築して自分または家族が住む | |
| 2. 別荘・セカンドハウスとして時々住むために維持する | |
| 3. 売却したい | 4. 賃貸物件として貸し出したい |
| 5. できれば寄付したい | 6. 空き家を解体する（更地、駐車場利用等） |
| 7. 子や孫に任せる（相続する） | 8. 特に考えていない |
| 9. その他 (|) |

問3-2. 【問3-1.で「3. 売却したい」「4. 賃貸物件として貸し出したい」を選ばれた方のみ】売却・賃貸する場合、希望する条件を選択してください。

(すべてに○)

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 適正価格で賃貸・売却したい | |
| 2. 適正価格より低くても賃貸・売却したい | |
| 3. 無料であっても賃貸・売却したい | |
| 4. その他 (|) |

問3-3. 今後の取り扱いにあたり、困っていることはありますか。(すべてに○)

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1. リフォーム・解体費用等をかけたくない | 2. 借り手、買い手がいない |
| 3. 区分所有者・家族等との折り合いがつかない | 4. 相続の整理がつかない |
| 5. 誰に相談すればよいのかわからない | 6. 手続きが面倒 |
| 7. 思い入れがあり、決めかねている | |
| 8. 賃貸化や売却の方法がわからない | |
| 9. 建物の中にある家財等の処分ができない | 10. 心配に思うことはない |
| 11. その他 () | |

4 あなたに必要な支援についておたずねします。

別紙「門真市が実施している支援策のご紹介」をみて、以下の質問にお答えください。

問4-1. ご紹介した支援制度のうち、利用したいものはありますか。また、利用したい支援制度は以前からご存じでしたか。

利用したい支援制度 (番号を3つまで記入)			
以前からの認知状況 (1つに○)	1. 知っていた 2. 知らなかった	1. 知っていた 2. 知らなかった	1. 知っていた 2. 知らなかった

問4-2. ご紹介した支援制度の他に必要とする支援はありますか。(すべてに○)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 解体に伴う固定資産税の減免 | 2. 家財処分費用に対する補助 |
| 3. 耐震、子育て世帯以外の改修費用の補助 | 4. 登記手続き費用の補助 |
| 5. 相続人調査費用の補助 | 6. 所有者間調整の支援 |
| 7. 行政相談方法の充実(インターネット相談) | 8. 既存支援の充実 |
| 9. 特になし | 10. その他 () |

問4-3. 市の空家等対策に関するご意見があればご記入ください。

【自由回答】

5 あなたご自身についておたずねします。

問5-1. ご回答者（対象建物等の所有者）の年代を選択してください。（1つに○）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 29歳以下 | 2. 30～39歳 | 3. 40～49歳 |
| 4. 50～59歳 | 5. 60～69歳 | 6. 70～79歳 |
| 7. 80歳以上 | | |

問5-2. 本アンケートについて、市から詳細な聴き取りの為、連絡（電話）をさせていただいてもよろしいでしょうか。（1つに○）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 連絡があっても良い | 2. 連絡はしないでほしい |
|--------------|---------------|

【問5-2.で「1. 連絡があっても良い」を選ばれた方のみ】

差し支えなければ、以下に氏名・住所・連絡先をご記入し、電話可能な時間帯を選択してください。（すべてに○）

※門真市都市政策課の電話番号（06-6902-6238）より連絡が来る場合があります。

※ご記入いただいた個人情報については、法令を遵守し、厳重に取り扱いいたします。

氏 名：（	）
住 所：（	）
電話番号：（	）
電話可能な時間帯：	
【平日】	1. 7時～9時 2. 9時～12時 3. 12時～13時
	4. 13時～15時 5. 15時～17時 6. 17時～19時
	7. 19時～21時
【土日祝】	1. 7時～9時 2. 9時～12時 3. 12時～13時
	4. 13時～15時 5. 15時～17時 6. 17時～19時
	7. 19時～21時

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。